

岸和田市下水道河川部業務委託等希望型指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岸和田市下水道河川部が発注する業務委託（建設工事に係る設計・測量業務委託を除く。）、賃貸借及び修繕等（以下「業務委託等」という。）において、公平性、競争性及び透明性の確保を図るため、案件ごとに事前に入札への参加希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象案件)

第2条 希望型指名競争入札の対象は、業務委託等のうち競争入札に付す案件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件は希望型指名競争入札の対象としない。

- (1) 清掃・警備業務委託
- (2) 車両の賃貸借
- (3) 業務の性質、その他特別な事情により、希望型競争入札に適さないと認められるもの

(公表)

第3条 希望型指名競争入札を実施するときは、次の掲げる事項を本市ホームページ（下水道河川総務課）に掲載することにより公表する。

- (1) 業務名称
- (2) 履行場所
- (3) 業務概要及び履行期間
- (4) 入札執行日時
- (5) 申込期間
- (6) 参加資格要件
- (7) その他必要と認める事項

2 公表の期間は4日間とする。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、これを短縮又は延長することができる。

(参加資格)

第4条 希望型指名競争入札に参加することができる者は、本市における指名競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。
- (4) 入札日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (5) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に規定する入札等除外者等に該当しないこと。
- (7) その他案件ごとに定める参加資格要件に該当すること。

(入札参加申請)

第5条 公表された希望型指名競争入札への参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書の申込期間は、公表を開始した日から公表の最終日までとする。

(指名業者の選定)

第6条 市長は、前条第1項により申請書の提出があったときは、指名することができない理由がある場合を除き、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）を指名業者として選定するものとする。

(通知書の送付)

第7条 市長は、申請者のうち、指名業者として選定した者には指名通知書を、指名業者として選定しなかった者にはその理由を記載した非指名通知書を送付するものとする。

(落札候補者の決定)

第8条 市長は、希望型指名競争入札の開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者）を落札候補者として決定し、参加資格要件の審査が終了するまで落札を保留する。

2 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定するものとする。

(参加資格要件の審査)

第9条 市長は、落札候補者について、参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査に必要があると認めるときは、落札候補者に対し参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めることができる。

3 落札候補者は、前項により確認書類の提出を求められたときは、提出を求められた日から起算して3日（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条に規定する市の休日を除く。）以内に市長に提出しなければならない。

(落札者の決定)

第10条 前条第1項による審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしている場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

2 前条第1項による審査の結果、落札候補者が参加資格要件を満たしていない場合又は落札候補者が同条第3項に規定する期間内に確認書類を提出しない場合は、当該落札候補者を失格とする。この場合、市長は速やかにその旨を当該落札候補者に通知するものとする。

3 前項の規定により落札候補者が失格となった場合は、開札の結果において当該落札候補者の次順位であった者を新たに落札候補者とし、前条第1項の審査を行うものとする。

4 前項の規定は、第1項により落札者が決定するまで繰り返し適用するものとする。

(申請者がいない場合の取扱い)

第11条 第5条第2項に規定する申込期間に申請者がいない場合は、当該案件の希望型指名競争入札の実施をとりやめ、通常の指名競争入札を実施するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。